

○立川市行財政問題審議会条例

平成6年4月1日
条 例 第 27 号

（目的）

第1条 市長の諮問に応じ、行財政問題について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市行財政問題審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平17条例25・一部改正）

（所掌事項）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 行財政改革の推進に関する計画（以下「計画」という。）の策定及び効率的な推進に係る方策に関すること。
- （2） 計画の実施に関すること。
- （3） 計画の進行状況に関すること。
- （4） 補助金、負担金及び交付金に係る支出の適正化その他の市長が必要と認めた事項に関すること。

（平17条例25・追加、平21条例46・一部改正）

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

（平16条例17・一部改正、平17条例25・旧第2条繰下）

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- （1） 市民 4人以内
- （2） 学識経験を有する者 8人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

（平10条例35・平16条例17・一部改正、平17条例25・旧第3条繰下・一部改正）

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平17条例25・旧第4条繰下）

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（平17条例25・旧第5条繰下）

（部会）

第7条 審議会は、部会を置くことができる。

第4編 行政組織（立川市行財政問題審議会条例）

- 2 部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選によって定める。

（平17条例25・追加）

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

（平17条例25・旧第6条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年5月20日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第25号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 立川市補助金等審議会条例（昭和49年立川市条例第58号）は、廃止する。